

第7章 景観を構成する重要な要素の保全・整備

1. 景観重要建造物・景観重要樹木の指定

(1) 景観重要建造物の指定

地域の景観を特徴付ける建造物は、本市における良好な景観の形成上重要であることから、次に示す項目のいずれかに該当するものを、景観重要建造物の指定に向け検討していきます。

景観重要建造物の指定方針（いずれかに該当するもの）

- 地域の歴史・文化が建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。以下同じ。）の形態意匠に色濃く現れているもの又は造形の規範となっているもので、再現することが容易でないもの
- 多くの市民に親しまれているもので、よく維持管理され、地域のランドマークとなっているもの
- その他優れた外観を有し、本市の良好な景観の形成上重要な役割を有するもの

(2) 景観重要樹木の指定

景観形成上重要であり、道路など公共の場所から望見できる地域の景観を特徴付ける樹木のうち、次に示す項目のいずれかに該当するものを、景観重要樹木の指定に向け検討していきます。

景観重要樹木の指定方針（いずれかに該当するもの）

- 地域の自然、歴史・文化が色濃く現れており、樹容が優れているもの
- 由緒、由来のある樹木で古くから地域住民に親しまれ、よく維持管理され、地域のランドマークとなっているもの
- その他優れた樹容を有し、本市の良好な景観の形成上重要な役割を有するもの

2. 景観重要公共施設の整備等に関する事項

(1) 景観重要公共施設の考え方

① 景観重要公共施設の指定の考え方

景観重要公共施設の指定の対象は、本市の骨格や拠点となるような次のいずれかに該当する施設とし、景観に配慮した整備の進捗状況や多くの利用者に本市の景観を印象付ける効果などを踏まえて指定していきます。

景観重要公共施設の指定の考え方(いずれかに該当するもの)
○景観形成地区や重点地区内にあるもの
○本市の景観の骨格を形成するもの
○その他必要なもの（市民の憩いや散策の場として親しまれているもの、或いは地域のシンボルとなっており、良好な景観の形成を図る上で重要なもの。）

② 指定の進め方

景観重要公共施設の指定に当たっては、指定の考え方に基づき、市で管理する公共施設について指定を進めるとともに、他の公共施設管理者である国や県等と協議を進め、同意を得たものから順次指定していきます。

③ 整備方針や基準の考え方

指定された景観重要公共施設については、良好な景観の形成に関する方針や景観形成基準等を踏まえ、整備に関する方針や必要に応じて占用許可の基準を定めます。

景観形成地区等における公共施設については、整備時だけでなく維持管理や補修等の機会をとらえ、良好な景観の形成を推進していくことが効果的であり、整備に関する方針等は、対象となる公共施設の計画や事業の進捗状況、維持管理の状況に合わせた適切な内容とします。

(2) 景観重要公共施設の整備に関する方針

公共施設ごとに整備方針及び占用許可の基準に関する方針を定めます。

① 【景観重要道路】

景観重要道路	
整備に関する方針 (法第8条第2項第4号口)	津市景観計画に定める「良好な景観の形成に関する方針」に配慮するとともに、次の方針に基づき整備する。 A 地区の歴史性や各道路の位置付けを踏まえ、舗装材の美装化、道路上の電柱の民地等への移設などにより沿道のまちなみの保全や調和に配慮し、歩行者が楽しみながら回遊できる景観を形成する。 B 道路附属施設の整備等に当たっては、周辺との調和した色彩（別表「道路附属施設の色彩基準」参照）やデザインに配慮する。 C 計画的に連続して行う改修は、最終的に周辺の景観に大きく影響を与えるため、地域の景観と調和するものとなるような色彩やデザインに配慮する。 なお、通常の維持管理行為の場合など、単発の小規模改修の場合は、適用除外とする。 D 現在の整備水準を維持することを基本とし、改修等に際しては、現在と同等の色彩やデザインとする。ただし、景観計画に定める景

景観重要道路	
	<p>観形成基準に適合しないものについては、周辺の景観特性と調和する色彩やデザインに変更する。</p> <p>E 周辺の景観と調和が図れていない道路附属物等の構造物等がある場合は、その除却等に努め、周辺との調和に配慮する。</p>

別表 道路附属施設の色彩基準

ゾーン・エリア		基準色
山地景観ゾーン		ダークグレー※(マンセル値 10YR 3.0/0.2)と同等の色 ダークブラウン(マンセル値 10YR 2.0/1.0)と同等の色
田園景観ゾーン		ダークブラウン(マンセル値 10YR 2.0/1.0)と同等の色 グレーベージュ(マンセル値 10YR 6.0/1.0)と同等の色
市街地 景観 ゾーン	商業業務地エリア 住宅地エリア 工業地エリア 一般市街地エリア	ダークグレー※(マンセル値 10YR 3.0/0.2)と同等の色 ダークブラウン(マンセル値 10YR 2.0/1.0)と同等の色 グレーベージュ(マンセル値 10YR 6.0/1.0)と同等の色
	海岸エリア	グレーベージュ(マンセル値 10YR 6.0/1.0)と同等の色 オフグレー(マンセル値 5Y7.0/0.5)と同等の色

※10YR 3.0/0.2 を基本とし、彩度は、0.5 を上限とする。

※「景観に配慮した道路附属物等ガイドライン」より抜粋（平成29年10月道路のデザインに関する検討委員会）

② 【景観重要河川】

景観重要河川	
整備に関する方針 (法第8条第2項第4号口)	<p>津市景観計画に定める、「良好な景観の形成に関する方針」に配慮するとともに、次の方針に基づき整備する。</p> <p>A 沿川のまちなみや自然景観と調和した水辺の景観形成に配慮する。</p> <p>B 周辺の景観から突出するような色彩やデザインの構造物等がある場合は、その除却等に努め、周辺との調和に配慮する。</p> <p>C 動植物の生息地となっている豊かな自然環境の保全に努め、親しみと潤いのある水辺の景観形成に配慮する。</p>

※景観重要河川については、占用許可の基準は、設けない。

(3) 景観重要道路の占用許可の基準に関する方針

景観重要道路	
占用許可の基準 (法第8条第2項第4号ハ(1))	<p>F 道路上に工作物などを設置する際の占用許可に当たっては、周辺の景観と調和するよう、当該行為地における景観形成基準への適合に配慮する。ただし、通常の管理行為や同色による塗装の塗り替え、自然素材の使用に努めるなど周辺環境との調和に配慮したもの、道路標識の表示面など法令で定めのあるもの及び安全上やむを得ない場合は、この限りではない。</p> <p>G 道路上の工作物は、見通しを阻害するような位置又は景観形成上重要な位置に設置しないよう配慮する。</p>

3. 景観重要公共施設ごとの整備に関する方針及び占用許可基準

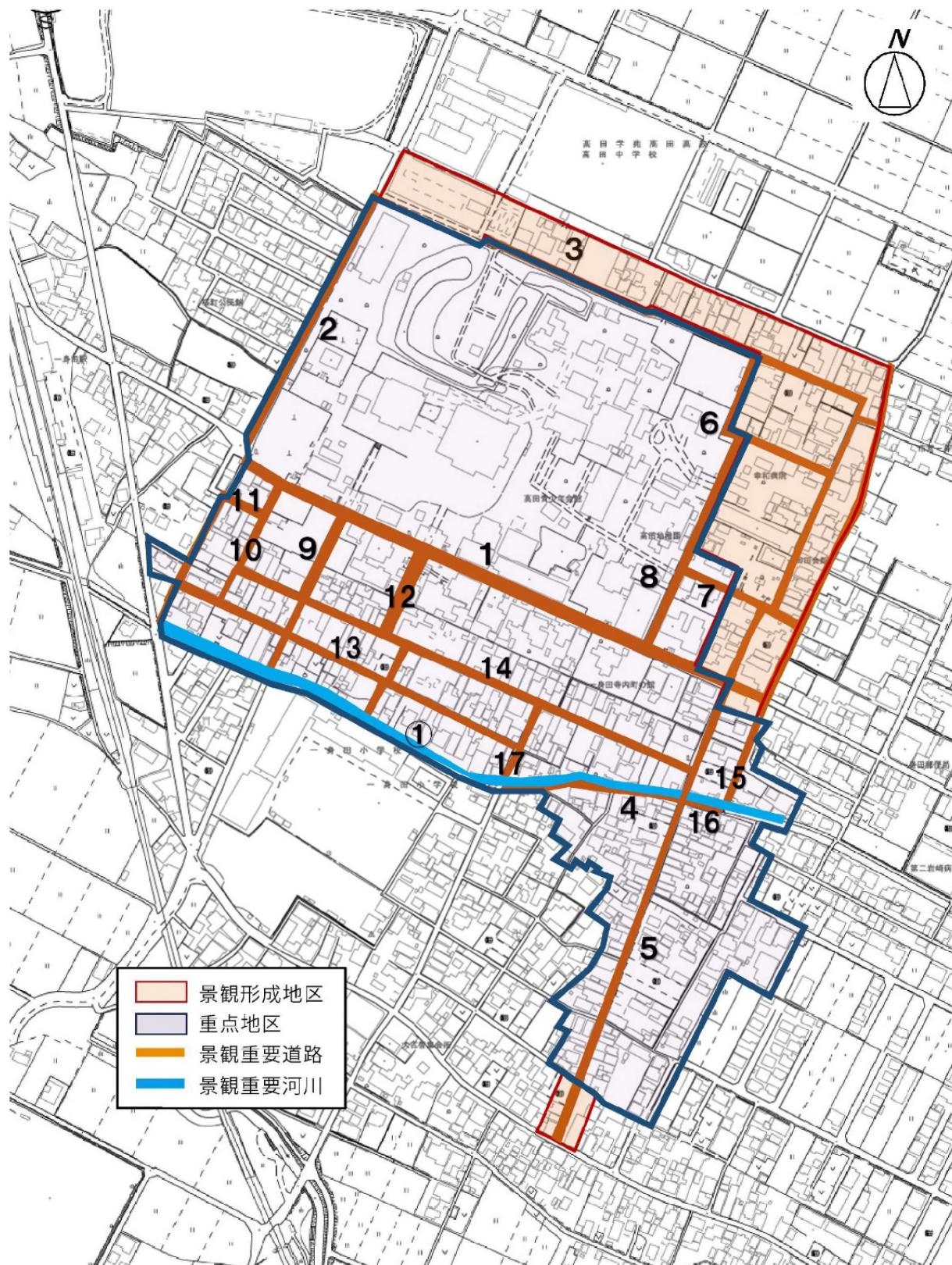
景観重要公共施設ごとの整備に関する方針及び占用許可基準は、下表のとおりである。

【重点地区内（一部景観形成地区）にあるもの：一身田寺内町地区】

	道路の名称	整備に関する方針	占用許可の基準
1	市道栗真中山町一身田駅線	A、B、C、D	F、G
2	市道一身田河芸線	A、B、C、D	F
3	市道一身田団地北ノ町線	A、B、C、D	F
4	市道二百石橋一身田小学校線	A、B、C、D	F、G
5	市道一身田橋向東町線	A、B、C、E	F、G
6	市道一身田町第4号線	A、B、C、D	F
7	市道一身田町第6号線	A、B、C、D	F
8	市道一身田町第7号線	A、B、C、D	F、G
9	市道一身田町第8号線	A、B、C、D	F、G
10	市道一身田町第9号線	A、B、C、D	F
11	市道一身田町第10号線	A、B、C、D	F
12	市道一身田町第11号線	A、B、C、D	F
13	市道一身田町第12号線	A、B、C、D	F、G
14	市道一身田町第13号線	A、B、C、D	F、G
15	市道一身田町第14号線	A、B、C、D	F
16	市道一身田平野常磐橋線	A、B、C、D	F
17	市道一身田大古曾一身田町線	A、B、C、D	F
	河川の名称	整備に関する方針	占用許可の基準
①	毛無川（環濠） ※なお、その他の環濠（津市管理水路）も「整備に関する方針」に準じた整備に努める	A、B	—

※表中のアルファベットは、2. 景観重要公共施設の整備等に関する事項に記載の(2)景観重要公共施設の整備に関する方針の考え方における「整備に関する方針」、「占用許可の基準」に示す項目に対して各公共施設が該当するものを示します。

図 景観重要公共施設位置図

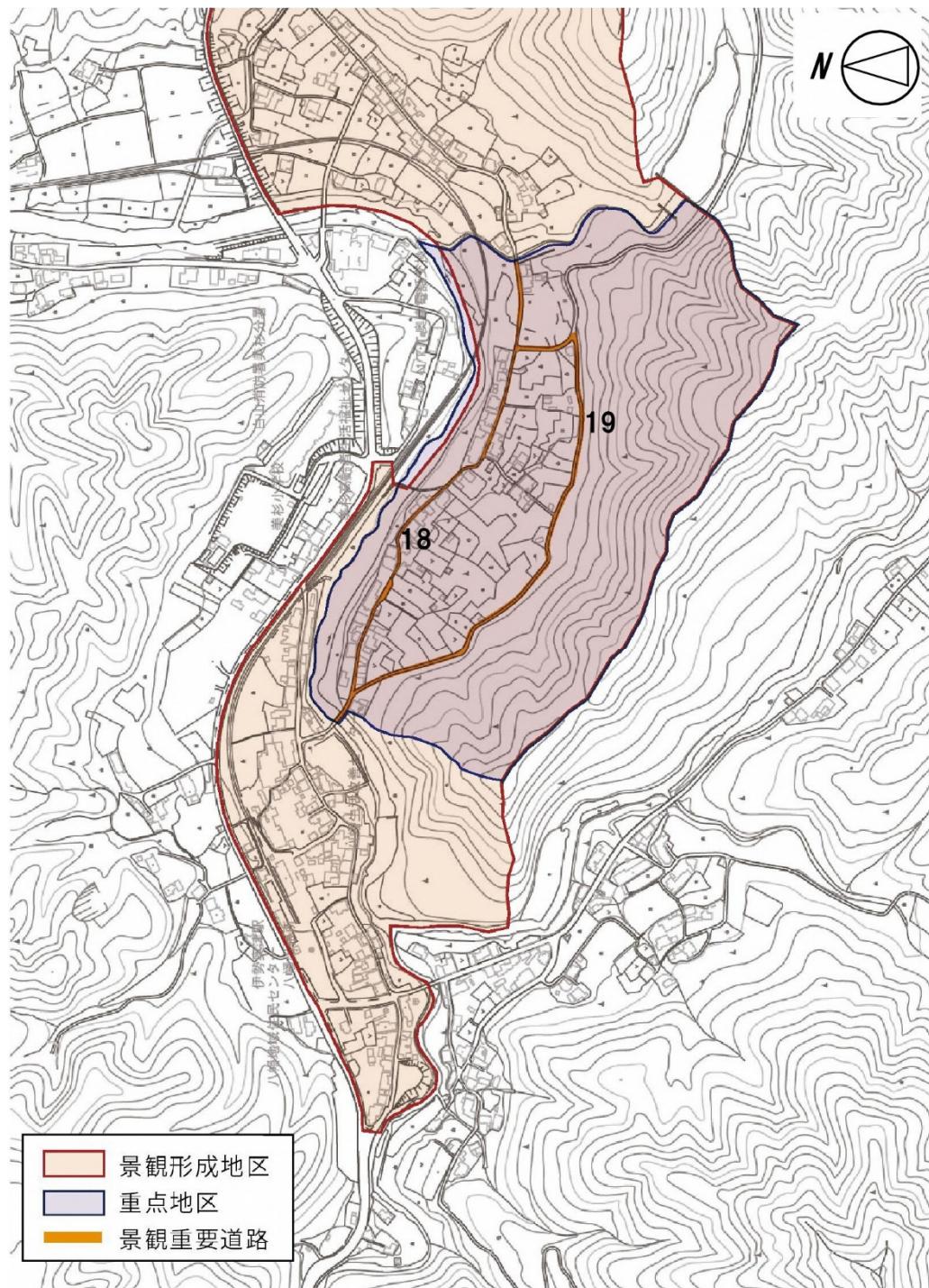


【重点地区内にあるもの：奥津地区】

	道路の名称	整備に関する方針	占用許可の基準
18	市道須郷谷口旧道線	A、B、C、E	F、G
19	市道須郷山の手線	A、B、C、E	F、G

※表中のアルファベットは、2. 景観重要公共施設の整備等に関する事項に記載の(2)景観重要公共施設の整備に関する方針の考え方における「整備に関する方針」、「占用許可の基準」に示す項目に対して各公共施設が該当するものを示します。

図 景観重要公共施設位置図



【重点地区内にあるもの：三多気地区】

	道路の名称	整備に関する方針	占用許可の基準
20	市道三多気小屋線	A、B、C、E	F、G
21	市道三多気桜馬場線	A、B、C、E	F、G
22	市道鳥井よもの奥線	A、B、C、E	F、G
	河川の名称	整備に関する方針	占用許可の基準
②	三多気谷川（普通河川） ※「整備に関する方針」に準じた 整備に努める	A、C	—

※表中のアルファベットは、2. 景観重要公共施設の整備等に関する事項に記載の(2)景観重要公共施設の整備に関する方針の考え方における「整備に関する方針」、「占用許可の基準」に示す項目に対して各公共施設が該当するものを示します。

図 景観重要公共施設位置図

